

| | | | |
|----------------|----|----|-----|
| 務 | 00 | 01 | 30年 |
| (令和37年3月末まで保存) | | | |

交 企 第 2 1 2 号
令 和 6 年 9 月 2 4 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について令和6年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第1項第2号に掲げる規定については、道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）により、本年11月1日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第37号）が令和6年9月4日に公布され、改正法の一部と同様、本年11月1日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、自転車の交通事故防止のための規定の整備、運転の定義に関する規定の整備に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

担当 交通企画課交通部企画係

別紙

(凡例)

「改正法」：道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）

「旧法」：改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）

「法」：改正法による改正後の道路交通法

「改正令」：道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）

「令」：改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

第1 趣旨

1 自転車の交通事故防止のための規定の整備

(1) 自転車の運転中における携帯電話使用等に関する規定の整備

旧法においては、自転車を運転する場合について、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。）を通話のために使用すること及び画像表示用装置に表示された画像を注視すること（以下「携帯電話使用等」という。）を禁止する規定が設けられていない一方、全ての都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が都道府県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）において、法第71条第6号の委任を受けた公安委員会が定める運転者の遵守事項として、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する規定を設けているところである。

しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車の運転中における携帯電話使用等に起因する交通事故を抑止する必要が著しく高まっていること、また、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止する上で地域の特性を考慮すべき理由がなくなっていることから、法において、自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止することとしたものである。

(2) 自転車の酒気帯び運転等に関する規定の整備

旧法においては、自動車等を運転する場合と異なり、自転車を身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為（以下「酒気帯び運転」という。）について不可罰とされている。

また、

- 酒気を帯びている者で、飲酒運転をするおそれがある者に対して車両等を提供する行為
- 飲酒運転をするおそれがある者に対して酒類を提供し、又は飲酒をすすめる行為
- 自己の運送を要求・依頼して飲酒運転が行われている車両（トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車当該業務に従事中のものそ

の他政令で定める自動車を除く。)に同乗する行為といった飲酒運転を助長する行為についても、自動車等の酒気帯び運転であった場合と異なり、当該飲酒運転が自転車の酒気帯び運転であった場合は不可罰とされている。

しかし、最近の自転車をめぐる交通事故情勢に鑑み、自転車と自動車等の酒気帯び運転の取扱いに差を設ける理由がないこと等から、自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為を新たに罰則の対象とすることとした。

2 運転の定義に関する規定の整備

いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為については、旧法下においても、原動機付自転車又は自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の「運転」に該当すると解されている。

今後、モビリティに係る開発技術の進歩等を背景に、いわゆるペダル付き原動機付自転車の一層の普及が見込まれる中で、これを利用する者に対する法の的確な施行を可能とすべく、いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為が、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確化することとした。

第2 内容

1 自転車の交通事故防止のための規定の整備

(1) 改正法

ア 自転車の運転中における携帯電話使用等を禁止するとともに（法第71条）、これをした者に対する罰則を創設することとした（法第117条の4及び第118条）。

イ 自転車の酒気帯び運転及びこれを助長する行為をした者に対する罰則を創設することとした（法第117条の2の2及び第117条の3の2）。

(2) 改正令

自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることとした（令第41条の3）。

2 運転の定義に関する規定の整備

原動機及びペダルを備えている車両については、原動機を用いることに加え、原動機を用いずにペダルのみを用いて人の力により走行させる行為も、その車両の本来の使い方であり、法上、原動機付自転車等の「運転」に該当することを明確にすることとした（法第2条）。

第3 留意事項

1 自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容の広報啓発

自転車の交通事故防止のための規定の整備に関する改正内容に関し、自転車利用者への声かけ等による周知のみならず、酒類を提供する事業所や店舗、携帯電

話事業会社等関係機関・団体等と連携した広報啓発に努めること。

2 ペダル付き原動機付自転車に係る交通事故・違反の防止対策の推進

いわゆるペダル付き原動機付自転車を、原動機を用いずペダルのみを用いて人の力により走行させる行為は原動機付自転車等の「運転」に該当し、運転に当たっては運転免許を要することやヘルメットを着用しなければならないこと、歩道通行が禁止されていること等について、販売事業者への働き掛けを行うなどして、交通ルールの周知を図るほか、これらの違反者に対しては、積極的な取締りを推進すること。

(参考資料)

- 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和6年政令第271号）の官報の写し
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第272号）の官報の写し及び新旧対照条文
- 交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和6年国家公安委員会告示第37号）の官報の写し

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年五月二十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第三十四号

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「運転し、」を「運転する車」に改め、同項第十七号中「こと」の下に「原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、」を加える。

第十八条に次の二項を加える。

3 車両(特定小型原動機付自転車等を除く)は、当該車両と同一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等(歩道又は自転車道を通行しているものを除く)の右側を通過する場合(当該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く)において、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない。

第十八条の付記中「第一百九条第一項第六号」を「第一百九条第一項第六号 第三項については第一百十七条の二第一項第四号、第一百十七条の二の二第一項第八号口、第一百十九条第一項第六号 第四項については第二百二十条第一項第二号」に改める。

第二十条第三項中「第二十五条第一項」を「第十八条第四項、第二十五条第一項」に改める。

第二十四条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ロ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ハ」に改める。

第二十六条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ハ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ニ」に改める。

第二十六条の二の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ニ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ホ」に改める。

第二十八条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ホ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ヘ」に改める。

第四十一条第一項中「第十八条」を「第十八条第一項から第三項まで」に改める。

第五十二条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ヘ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ト」に改める。

第五十四条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ト」を「第一百十七条の二の二第一項第八号チ」に改める。

第七十条の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号チ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号リ」に改める。

第七十一条第五号の五中「又は原動機付自転車」を「原動機付自転車又は自転車」に改める。

第七十五条の四の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号リ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ヌ」に改める。

第七十五条の八の付記中「第一百十七条の二の二第一項第八号ヌ」を「第一百十七条の二の二第一項第八号ル」に改める。

第八十八条第二項中「十八歳」を「十七歳六か月」に改める。
 第九十条第一項中「限る」を「限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る」に改める。
 第九十五条の六第一項の表の備考一の中「(4)まで」を「(5)まで」に改め、同表の備考一の中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録、その者の十八歳の誕生日
 第九十六条第一項中「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許」を「第一種免許」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者（同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く）も受けることができる。
 第九十六条に次の一項を加える。
 7 第九十六条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。
 第九十七条の二の二第一項第三号中「車両等」の下に「自転車以外の」を加え、同項第八号又を同号とし、同号口からりまでを同号ハから又までとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 第十八条（左側寄り通行等）第三項の規定の違反となるような行為
 第九十七条の三の二第二号中「車両等」の下に「自転車以外の」を加え、同条第三号中「車両」の下に「自転車以外の」を加える。
 第九十八条第一項第四号中「若しくは原動機付自転車」を「、原動機付自転車若しくは自転車」に改める。
 第九十九条第一項第六号中「第二項」を「第二項若しくは第三項」に改める。
 第一百二十条第一項第二号中「第二十五条」を「第十八条（左側寄り通行等）第四項、第二十五条」に改める。

第一百二十五条第一項中「重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。」を削り、同条第二項第一号中「特定小型原動機付自転車」を「特定小型原動機付自転車等」に改め、「第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付自転車運転することができないこととされていている者」を削り、同項第二号中「状態」を「状態若しくは」に改め、「規定する状態」の下に「で車両等を運転していた者」を、「車両等」の下に「自転車以外の軽車両を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

四 十六歳未満の者
 別表第一 第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているものの項中「原動機付自転車（以下）」の下に「この表において」を加える。
 別表第二 第一百八条第一項第一号又は第三項の罪に当たる行為（第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車、原動機付自転車及び重被牽引車以外の軽車両（以下この表において「小型特殊自動車等」という。）」に改め、同表第一百八条第二項第一号の罪に当たる行為（車両について第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車等を運転する行為を除く。）の項中「小型特殊自動車等」を「小型特殊自動車及び原動機付自転車」に改め、同表第二十号から第六号まで、第十号（第七十一条第一号、第一号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る。）若しくは第十二号から第十四号まで、第二項第一号若しくは第二号又は第三項の罪に当たる行為の項中「第六号まで」を「第七号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第三項の規定、公布の日
- 二 第二条第一項の改正規定、第七十一条第五号の五の改正規定、第一百七十七条の二の二第一項第三号の改正規定、第一百七十七条の三の二の改正規定及び第一百八条第一項第四号の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。（政令への委任）

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

内閣総理大臣 岸田 文雄

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十～十六 (略)</p> <p>十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（原動機に加えてペダルその他の人の力により走行させることができる装置を備えている自動車又は原動機付自転車にあつては当該装置を用いて走行させる場合を含み、特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。</p> <p>十七の二～二十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。</p> <p>十～十六 (略)</p> <p>十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（特定自動運行を行う場合を除く。）をいう。</p> <p>十七の二～二十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

3 車両(特定小型原動機付自転車等を除く。)は、当該車両と同
一の方向に進行している特定小型原動機付自転車等(歩道又は自
転車道を通行しているものを除く。)の右側を通過する場合(当
該特定小型原動機付自転車等を追い越す場合を除く。)において
、当該車両と当該特定小型原動機付自転車等との間に十分な間隔
がないときは、当該特定小型原動機付自転車等との間隔に応じた
安全な速度で進行しなければならない。

4 前項に規定する場合においては、当該特定小型原動機付自転車
等は、できる限り道路の左側端に寄つて通行しなければならない
。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号 第三項に
ついては第百十七条の二第一項第四号、第百十七条の二の二第
一項第八号ロ、第百十九条第一項第六号 第四項については第
百二十条第一項第二号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第十八条第四項、第二十五条第一
項若しくは第二項、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第

(左側寄り通行等)

第十八条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(罰則 第二項については第百十九条第一項第六号)

(車両通行帯)

第二十条 (略)

2 (略)

3 車両は、追越しをするとき、第二十五条第一項若しくは第二項
、第三十四条第一項から第五項まで若しくは第三十五条の二の規

三十五条の二の規定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則) (略)

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則) 第八十七條の二第一項第四号、第八十七條の二の二第二項第八号ハ、第十九條第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則) 第八十七條の二第一項第四号、第八十七條の二の二第二項第八号ニ、第十九條第一項第四号、第二十條第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

定により道路の左側端、中央若しくは右側端に寄るとき、第三十五条第一項の規定に従い通行するとき、第二十六条の二第三項の規定によりその通行している車両通行帯をそのまま通行するとき、第四十条第二項の規定により一時進路を譲るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、前二項の規定によらないことができる。この場合において、追越しをするときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

(罰則) (略)

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 (略)

(罰則) 第八十七條の二第一項第四号、第八十七條の二の二第二項第八号ロ、第十九條第一項第三号)

(車間距離の保持)

第二十六条 (略)

(罰則) 第八十七條の二第一項第四号、第八十七條の二の二第二項第八号ハ、第十九條第一項第四号、第二十條第一項第二号)

(進路の変更の禁止)

第二十六条の二 (略)

2・3 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2 〳 4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号へ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 〳 4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第二項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ニ、第百二十條第一項第二号 第三項については第百二十條第一項第三号、同条第三項)

(追越しの方法)

第二十八條 (略)

2 〳 4 (略)

(罰則 第一項及び第四項については第百十七條の二第一項第四号、第百十七條の二の二第一項第八号ホ、第百十九條第一項第六号 第二項及び第三項については第百十九條第一項第六号)

(緊急自動車等の特例)

第四十一條 緊急自動車については、第八條第一項、第十七條第六項、第十八條、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十五条第一項及び第二項、第二十五条の二第二項、第二十六条の二第三項、第二十九条、第三十条、第三十四条第一項、第二項及び第四項、第三十五条第一項並びに第三十八条第一項前段及び第三項の規定は、適用しない。

2 〳 4 (略)

(車両等の灯火)

第五十二條 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号リ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第五号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ヘ、第二百二十条第一項第六号、同条第三項)

(警告器の使用等)

第五十四条 (略)

2 (略)

(罰則 第一項については第二百二十条第一項第六号、同条第三項 第二項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ト、第二百二十一条第一項第九号)

(安全運転の義務)

第七十条 (略)

(罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号チ、第一百十九条第一項第十四号、同条第三項)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置

話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第一百八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六（略）

（罰則（略））

（最低速度）

第七十五条の四（略）

（罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号又、第二百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八（略）

2・3（略）

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号ル、第一百十九条の二の四第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百

その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第一百八条第一項第四号において「無線通話装置」という。）を通话（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第四号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六（略）

（罰則（略））

（最低速度）

第七十五条の四（略）

（罰則 第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号リ、第二百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八（略）

2・3（略）

（罰則 第一項については第一百七十七条の二第一項第四号、第一百七十七条の二の二第一項第八号又、第一百十九条の二の四第一項第二号、第一百十九条の三第一項第四号 第二項については第一百

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十七歳六か月に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて当該運転免許試験を受けた場合にあつてはその年齢が十八歳に達した者に限る。)に対し、免許を与えなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

九条第一項第七号)

(免許の欠格事由)

第八十八条 (略)

2 大型仮免許にあつては二十一歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)に、準中型仮免許及び普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者に対しては、仮免許を与えない。

3 (略)

(免許の拒否等)

第九十条 公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者(当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限り、かつ、第九十六条第一項ただし書の規定に従い、免許(仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。)を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一七 (略)

2 14 (略)

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一条第六項又は第一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ〜ニ (略)

(免許証等の有効期間)

第九十五条の六 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十五条の二第十一項の規定により交付された免許証（第七十七条の規定により読み替えて適用する第一条の四の二第三項に規定する書面（以下この項において「更新証明書」という。）の交付を受けた者に対して交付されたものを除く。次項において同じ。）及び第六十六条の三第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。）並びに免許情報記録（第九十二条第一項の規定による免許証の交付を受けようとする際に第九十五条の二第一項の規定による申請をした者又は更新証明書の交付を受けた者に対して同条第三項の規定により記録された免許情報記録（次項において「免許付与時記録免許情報記録等」という。））、第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録及び第一条第六項又は第一条の二第四項の規定により更新された免許情報記録に限る。以下この項において同じ。）の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

(略)

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

イ〜ニ (略)

ホ 満了日等 次の(1)から(5)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(5)までに定める日

(1) (3) (略)

(4) 十八歳に達するまでの間に準中型免許又は普通免許に係る運転免許試験に合格した者に対して第九十二条第一項の規定により交付された免許証並びに第九十五条の二第三項の規定により記録された免許情報記録及び第九十五条の三の規定により読み替えて適用する第九十二条第二項の規定により書き換えられた免許情報記録 その者の十八歳の誕生日

(5) (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は、第一種免許の運転免許試験を受けることができない。ただし、準中型免許及び普通免許の運転免許試験にあつては、十七歳六か月以上の者(同項第二号から第四号までのいずれかに該当する者を除く。)も受けることができる。

2〇6 (略)

7 第八十八条第二項に規定する者は、仮免許の運転免許試験を受けることができない。

ホ 満了日等 次の(1)から(4)までに掲げる免許証及び免許情報記録の区分に応じ、当該(1)から(4)までに定める日

(1) (3) (略)

(新設)

(4) (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

(受験資格)

第九十六条 第八十八条第一項各号のいずれかに該当する者は第一種免許の運転免許試験を、同条第二項に規定する者は仮免許の運転免許試験を受けることができない。

2〇6 (略)

(新設)

第百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(自転車以外の軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四〇七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

ロ 第十八条(左側寄り通行等)第三項の規定の違反となるような行為

ハ〇ル (略)

九 (略)

2 (略)

第百七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

第百七条の二の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

四〇七 (略)

八 他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ (略)

(新設)

ロ〇ヌ (略)

九 (略)

2 (略)

第百七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた

者が身体に第十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車以外の軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（自転車以外の軽車両を除く。）以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車、原動機付自転車若しくは自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六（略）

2・3（略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

者が身体に第十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同項第五号に該当する場合を除く。）

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。）以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第十七条の二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同項第六号に該当する場合を除く。）

第百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 三（略）

四 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通话のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第十七条の四第一項第二号に該当する者を除く。）

五・六（略）

2・3（略）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の拘禁

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第十七条 (通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条 (左側寄り通行等) 第二項若しくは第三項、第二十五条の二 (横断等の禁止) 第一項、第二十八条 (追越しの方法)、第二十九条 (追越しを禁止する場合)、第三十一条 (停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条 (交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二 (環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二 (横断歩道のない交差点における歩行者の優先) 又は第七十五条の五 (横断等の禁止) の規定の違反となるような行為をした者

七 二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十八条 (左側寄り通行等) 第四項、第二十五条 (道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条 (車間距離の保持)、第二十六条の二 (進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条 (他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二 (乗合自動車の発進の保護)、第三十二条 (割込み等の禁止)、第三十四条 (左折又は右折) 第六項 (第三十五条 (指定通行区分) 第二

刑又は五万円以下の罰金に処する。

一 五 (略)

六 第十七条 (通行区分) 第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条 (左側寄り通行等) 第二項、第二十五条の二 (横断等の禁止) 第一項、第二十八条 (追越しの方法)、第二十九条 (追越しを禁止する場合)、第三十一条 (停車中の路面電車がある場合の停止又は徐行)、第三十六条 (交差点における他の車両等との関係等) 第二項から第四項まで、第三十七条の二 (環状交差点における他の車両等との関係等)、第三十八条の二 (横断歩道のない交差点における歩行者の優先) 又は第七十五条の五 (横断等の禁止) の規定の違反となるような行為をした者

七 二十 (略)

2・3 (略)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二十五条 (道路外に出る場合の方法) 第三項、第二十六条 (車間距離の保持)、第二十六条の二 (進路の変更の禁止) 第二項、第二十七条 (他の車両に追いつかれた車両の義務)、第三十一条の二 (乗合自動車の発進の保護)、第三十二条 (割込み等の禁止)、第三十四条 (左折又は右折) 第六項 (第三十五条 (指定通行区分) 第二項において準用する場合を含む。)、

項において準用する場合を含む。）、第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三〇十七（略）

二・三（略）

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）（一）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む、第七十五条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）又は第八十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る自

第三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第一項、第三十七条（交差点における他の車両等との関係等）、第四十条（緊急自動車の優先）、第四十一条の二（消防用車両の優先等）第一項若しくは第二項又は第七十五条の六（本線車道に入る場合等における他の自動車との関係）の規定の違反となるような行為をした者（第二十六条の規定の違反となるような行為をした者にあつては、第一百九条第一項第四号に該当する者を除く。）

三〇十七（略）

二・三（略）

（通則）

第二百二十五条 この章において「反則行為」とは、前章の罪に当たる行為のうち別表第二の上欄に掲げるものであつて、車両等（重被牽引車以外の軽車両を除く。次項において同じ。）の運転者がしたものをいい、その種別は、政令で定める。

2 この章において「反則者」とは、反則行為をした者であつて、次の各号のいずれかに該当する者以外のものをいう。

一 当該反則行為に係る車両等（特定小型原動機付自転車等を除く。）（一）に関し法令の規定による運転の免許を受けていない者（法令の規定により当該免許の効力が停止されている者を含む、第七十五条の二の規定により国際運転免許証等で当該車両等を運転することができることとされている者を除く。）、第六十四条の二第一項の規定により当該反則行為に係る特定小型原動機付

動車を運転することができないこととされている者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態若しくは
 第一百七条の二第一項第三号に規定する状態で車両等を運転し
 ていた者又は身体に第一百七条の二の二第一項第三号の政令で
 定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（自転車
 以外の軽車両を除く。）を運転していた者

三 (略)

四 十六歳未満の者

3 (略)

別表第一（第五十一条の四関係）

| | | | |
|------------|--|---|---------------|
| 放置車両の態様の区分 | 第四十四条第一項、第四 十五条第一項若しくは第 二項、第四十七条第二項 若しくは第三項、第四十 八条、第四十九条の第三 項、第四十九条の四又 は第七十五条の八第一項 の規定に違反して駐車し ているもの | 放置車両の種類 | 放置違反金 の限度額 |
| | (略) | (略) | (略) |
| | | 小型特殊自動車及び 原動機付自転車（以 下この表において「 小型特殊自動車等」 という。） | (略) |

自転車運転することができないこととされている者又は第八
 十五条第五項から第十項までの規定により当該反則行為に係る
 自動車を運転することができないこととされている者

二 当該反則行為をした場合において、酒に酔った状態、第二十
 七条の二第一項第三号に規定する状態又は身体に第一百七条の
 二の二第一項第三号の政令で定める程度以上にアルコールを保
 有する状態で車両等を運転していた者

三 (略)

(新設)

3 (略)

別表第一（第五十一条の四関係）

| | | | |
|------------|--|--|---------------|
| 放置車両の態様の区分 | 第四十四条第一項、第四 十五条第一項若しくは第 二項、第四十七条第二項 若しくは第三項、第四十 八条、第四十九条の第三 項、第四十九条の四又 は第七十五条の八第一項 の規定に違反して駐車し ているもの | 放置車両の種類 | 放置違反金 の限度額 |
| | (略) | (略) | (略) |
| | | 小型特殊自動車及び 原動機付自転車（以 下「小型特殊自動車 等」という。） | (略) |

(略)

備考

(略)

別表第二(第百二十五条、第百三十条の二関係)

| | | | |
|---|---|---|-------------|
| 反則行為の区分 | 第百十八条第一項第一号 又は第三項の罪に当たる 行為(第二十二條の規定 によりこれを超える速度 で進行してはならないこ ととされている最高速度 を三十キロメートル毎時 (高速自動車国道等にお いては四十キロメートル 毎時)以上超える速度で 運転する行為を除く。) | 反則行為に係る車両 等の種類 | 反則金の限 度額 |
| | (略) | 小型特殊自動車、原 動機付自転車及び重 被牽引車以外の軽車 両(以下この表にお いて「小型特殊自動 車等」という。) | (略) |
| 第百十八条第二項第一号 の罪に当たる行為(車両 について第五十七條第一 項の規定により積載物の 重量の制限として定めら | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | 小型特殊自動車及び 原動機付自転車 | (略) |

(略)

備考

(略)

別表第二(第百二十五条、第百三十条の二関係)

| | | | |
|---|---|-------------------|-------------|
| 反則行為の区分 | 第百十八条第一項第一号 又は第三項の罪に当たる 行為(第二十二條の規定 によりこれを超える速度 で進行してはならないこ ととされている最高速度 を三十キロメートル毎時 (高速自動車国道等にお いては四十キロメートル 毎時)以上超える速度で 運転する行為を除く。) | 反則行為に係る車両 等の種類 | 反則金の限 度額 |
| | (略) | 小型特殊自動車等 | (略) |
| 第百十八条第二項第一号 の罪に当たる行為(車両 について第五十七條第一 項の規定により積載物の 重量の制限として定めら | (略) | (略) | (略) |
| | (略) | 小型特殊自動車等 | (略) |

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十一号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣 岸田 文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百七十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十三号中「法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態であるものに限る。」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）

附則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄

○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三（略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一〇十二（略） 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為 十四（略） 十五 法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。） 十六（略）</p> | <p>（特定小型原動機付自転車危険行為等） 第四十一条の三（略） 2 法第百八条の三の五第二項の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。 一〇十二（略） 十三 法第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反する行為（法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔った状態とするものに限る。） 十四（略） （新設） 十五（略）</p> |

○国家公安委員会告示第三十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十八第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。
令和六年九月四日
国家公安委員会委員長 松村 祥史

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</p> <p>特定小型原動機付自転車や自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。特定小型原動機付自転車や自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事例に注意しましょう。</p> <p>第3節 安全な通行</p> <p>1 [略]</p> <p>2 走行上の注意</p> <p>特定小型原動機付自転車や自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。</p> <p>[1]～[10] 略</p> <p>(1) 走行中はスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、これに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。</p> <p>[12]～[19] 略</p> <p>[3・4 略]</p> <p>第8章 二輪車の運転の方法</p> <p>この章は、二輪車を運転する人に特に知っていただきたい運転の方法を掲げていますので、運転する前の心得や一般的な運転の方法などについては、自動車と一般原動機付自転車のところ（第4章～第7章）を参照して下さい。なお二輪車とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び一般原動機付自転車のことをいいます。</p> <p>第6節 その他注意しなければなら ないこと</p> <p>1 [略]</p> | <p>第3章 特定小型原動機付自転車や自転車に乗る人の心得</p> <p>[同左]</p> <p>第3節 安全な通行</p> <p>1 [同左]</p> <p>2 走行上の注意</p> <p>[同左]</p> <p>[1]～[10] 同左]</p> <p>(1) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。</p> <p>[12]～[19] 同左]</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>第8章 二輪車の運転の方法</p> <p>[同左]</p> <p>第6節 その他注意しなければなら ないこと</p> <p>1 [同左]</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2 ペダル付き原動機付自転車 ペダル付き原動機付自転車（ペダルが備えられている自動車又は一般原動機付自転車をいいます。）を原動機を作動させずにペダルを用いて走行させる場合であっても、<u>自動車又は一般原動機付自転車の運転として扱われます。</u></p> <p>3 [略]</p> | <p>2 ペダル付き原動機付自転車 ペダル付き原動機付自転車（ペダルが備えられている原動機付自転車をいいます。）を原動機を作動させずにペダルを用いて運転する場合であっても、<u>原動機付自転車として扱われます。</u></p> <p>3 [同左]</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |

註 記
この表は、景観法第11条第1項第1号の施行期日（令和六年十月一日）から適用される。